

3時間で7点アップ講座

学習と理解と受験テクニック等の㊦ツポ シート

こんにちは、北村です。今日はあいがとございます。

北村 庄吾 Profile

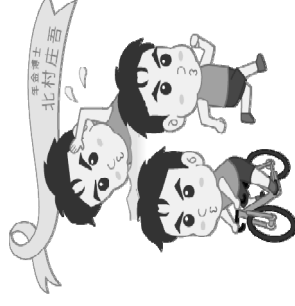
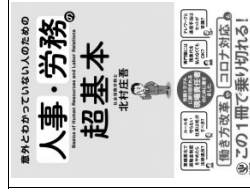
1961年生まれ 熊本県出身 中央大学卒業。社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー。ブレイン社会保険労務士法人代表社員・総合事務所ブレイン代表

1991年に法律系国家資格者の総合事務所として注目を集める。平成5年から起業家の育成に力を入れ、第3次起業家ブームを作る。その活動はNHKテレビ等数多くのメディアで紹介された。

近年は、週刊ポスト誌上での「年金博士」をはじめ、年金・医療保険等の社会保険制度や名ばかり管理職・サービス残業等の問題に対して鋭いメスを入れる「評論家」としてもテレビ・雑誌で活躍中。又、実務家として助成金や労務管理・人事制度のアドバイスも精力的に行っている。



一日一生(笑)





得点源 任意適用事業

	労 災	雇 用	健 保	厚 年
成立条件				
成立の認可				
成立の時期				
消滅条件				
消滅の認可				
消滅の時期				



得点源 労働時間・健康管理時間

	以内／未満／超	法定休日 含む／含まない	内 容
45時間			
60時間			
80時間			
100時間			
240時間			
360時間			
720時間			



得点源

遺族の範囲

	遺族（補償）等 年金	遺族（補償）等 一時金	障害（補償）等 年金差額一時金	遺族基礎年金	寡婦年金	死亡一時金	遺族厚生年金
配偶者							
子							
父母							
孫							
祖父母							
兄弟姉妹							



合格の王道は、過去問題と法改正

★ 社労士試験は過去問題と法改正だけで合格する！

★ 過去問題を解く意味

どこが出題されるのかを見極める → 出題頻度

どのように出題されるのかを見極める → 出題傾向

出題頻度と出題傾向を掴むことにより 効率的な学習が可能になる！

	1回目の復習	2回目の復習	1週間のテスト
パターン1	全問題	全問題	80%
パターン2	ミス問題	全問題	80%
パターン3	全問題	ミス問題	30-40%
パターン4	ミス問題	ミス問題	30-40%

過去学習の効果的方法

- 5回以上は解く
- 2回目までは全問題解く
- 履歴を管理する
- キーワードを考えながら解く
- 理解と記憶する範囲をセレクトする



脳医学などから 学習法の間違いを発見する！その1

記憶する

情報は、出力することを前提にして入力しないと使える記憶にならない

文字を目で追ったり、話を聞いただけでは記憶に残りにくい

書いたり、話したりという出力を意識して初めて使える記憶になる

遺族基礎年金	遺族厚生年金
次のいずれかに該当する者が死亡したときに、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた「子のある配偶者」又は「子」に支給。	
① () () 者	【短期要件】 ① () () が死亡したとき
② () () であつた者で、日本国内に住所を有する () () の	② 被保険者の資格喪失後、被保険者であつた間に初診日のある傷病により、() () に死亡したとき
③ () () の受給権者 (保険料納付済期間＋保険料免除期間〔＋合算対象期間〕が () () である者に限る)	③ 障害等級の () () にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
④ 保険料納付済期間＋保険料免除期間〔＋合算対象期間〕が () () 以上ある者	【長期要件】 ④ () () の受給権者 (保険料納付済期間＋保険料免除期間〔＋合算対象期間〕が () () である者に限る) 又は保険料納付済期間＋保険料免除期間〔＋合算対象期間〕が () () である者が死亡したとき
	①②は保険料納付要件が必要

これだけで合格！？社労士試験対策の重要キーワード

① 数字

② 接続詞

③ 通算・継続

④ 以上・超える、以下・未滿

⑤ 期間・期限

⑥ 原則・例外

① 数字

社労士試験問題うち、数字を問う問題は、30%近くに上ります。
選択式における数字を問う問題の出題数

年度	令和3年	令和2年	令和元年	30年	29年	28年	27年	26年	25年
問題数	15問	18問	19問	20問	16問	15問	20問	25問	20問

② 接続詞・・・「かつ」「又は」

有期事業の一括	下請事業の元請事業からの分離	増加概算保険料	有期事業のマルチ制
概算保険料160万円未満	概算保険料160万円以上	保険料算定基礎額見込額が100分の200を超えて増加	確定保険料の額40万円以上
かつ (建設) 請負金額1億8,000万円未満(立木伐採) 素材の見込生産量1,000立方メートル未満	又は (建設) 請負金額1億8,000万円以上	かつ 概算保険料額との差が13万円以上増加	又は (建設) 請負金額1億1,000万円以上(立木伐採) 素材の生産量が1,000立方メートル以上

③ 通算・継続

典型的な例は、傷病手当金・休業補償給付です。頻出項目です。

④ 以上・超える、以下・未滿、「以後」と「後」

衛生管理者の選任基準

次のいずれかの事業場では、選任すべき衛生管理者のうち、少なくとも1人を専任の衛生管理者としなければならない。

<参考> 安衛則7条1項5号

- ① 常時1,000人を超える労働者を使用する事業場
- ② 常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働又は一定の有害な業務(労基則18条各号の業務)に常時30人以上の労働者を従事させる事業場

⑤ 期間・期限・・・「当月」と「翌月」など

いつから、いつまで・・・これも出題が多い「キーワード」です。基本的な形は「翌月」となっています。ですから、「当月」から取り扱いを変えている項目が要注意と言えます。

⑥ 原則・例外・・・「すべて」「・・・のみ」

例外はない・・・という意味で問題文中に入れて使用されます。たとえば、次のような出題です。

60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法の規定による求職の申込みをしたときは、基本手当に係る調整対象期間(基本手当を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日が1日もない月があつた場合を除く。)について、当該老齢厚生年金の報酬比例部分に相当する金額のみ全額を支給停止する。平成19年問2一D

報酬比例部分に相当する金額のみが支給停止されるのではなく、「定額部分」が計算される場合には定額部分も含めた額」が支給停止されるという点で誤りです。



脳医学などから 学習法の間違いを発見する！その2

<p>① 生活のリズムが大切</p> <p>脳は、24時間フル活動しているわけではない 働いている時間と休み時間を周期的に繰り返している この波長にあわせないと……いつもボーンとして……</p> <table border="1" data-bbox="532 1298 1130 1734"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>平日</th> <th>休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5:00-6:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6:00-7:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7:00-8:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8:00-9:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9:00-10:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10:00-11:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11:00-12:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12:00-13:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13:00-14:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14:00-15:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15:00-16:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16:00-17:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17:00-18:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18:00-19:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19:00-20:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20:00-21:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21:00-22:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22:00-23:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23:00-24:00</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24:00- 1:00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	時間帯	平日	休日	5:00-6:00			6:00-7:00			7:00-8:00			8:00-9:00			9:00-10:00			10:00-11:00			11:00-12:00			12:00-13:00			13:00-14:00			14:00-15:00			15:00-16:00			16:00-17:00			17:00-18:00			18:00-19:00			19:00-20:00			20:00-21:00			21:00-22:00			22:00-23:00			23:00-24:00			24:00- 1:00			<p>② 睡眠中も学習している???</p> <p>脳にとっての睡眠は、情報処理を集中して行う時間</p> <p>睡眠の種類 レム睡眠・・・浅い眠り → この間も記憶を司る海馬は活動して情報を整理している。 ノンレム睡眠・・・深い眠り</p> <p>☆ 寝る前に脳に課題を与えるのが効果的</p>	<p>③ 集中力をアップする</p> <p>集中力アップ・・・脳の基本回転数がアップしている</p> <p>☆ 時間の制約を加える</p> <p>同時通訳のなかでも、サミットや学会などで通訳を務める『会議通訳』の世界では、集中力の持続は15分が限界といわれているんです。(元同時通訳の梅原涼子さん談)</p> <p>☆ 脳波</p> <p>☆ 脳の栄養</p>
時間帯	平日	休日																																																															
5:00-6:00																																																																	
6:00-7:00																																																																	
7:00-8:00																																																																	
8:00-9:00																																																																	
9:00-10:00																																																																	
10:00-11:00																																																																	
11:00-12:00																																																																	
12:00-13:00																																																																	
13:00-14:00																																																																	
14:00-15:00																																																																	
15:00-16:00																																																																	
16:00-17:00																																																																	
17:00-18:00																																																																	
18:00-19:00																																																																	
19:00-20:00																																																																	
20:00-21:00																																																																	
21:00-22:00																																																																	
22:00-23:00																																																																	
23:00-24:00																																																																	
24:00- 1:00																																																																	



脳医学などから 学習法の間違いを発見する！その3

1. 忘れることを前提とする学習法

ドイツの実験心理学者、エビングハウスの記憶に関する実験

- 人は情報を記憶しても
- 20分後に約42%
- 1時間後に約56%
- 9時間後に約64%
- 6日後には約76%忘れてしまう

記憶 ⇄ 反復

→ 忘れることを前提として組み立てていく

2. 個数管理法・・・覚えることの優先順位をつける

スモールステップ法・・・基礎から徐々に難易度を上げていく

猿の例・・・猿に棒を使って届かないところにあるえさをとることを覚えさせるには、まず、「棒でえさが取れる」ことを覚えさせることが第一歩。次に、「長い棒でなければ届かない」ということを覚えさせるといったように、小さなステップを踏んでいく。そうすると、学習の転移が起こり、長い棒でえさをとることにたどり着く

→ 基礎ができてくると 比較的学習効率が上がっていく → 累乗の効果
2 → 4 → 8 → 16 → 32 → 64 → 128 → 256 → 512 → 1024

→ 具体的には？



社労士になって活躍する姿は？ 今日、何に気づきましたか

☆ あなたの社労士になったあとのイメージは

自分を変えられることができる人は4%もない！

☆ 何を変えていきますか

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	過去問題を解く
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	理解する	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		



直前期 学習計画例

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	労災 ・療養補償給付	労災 ・休業補償給付 ・傷病補償年金	労災 ・葬祭料	労災 ・高額療養費	労災 ・遺族補償給付	労災 ・遺族補償給付	予備日 ・出産手当金 ・一時金	労災 ・障害補償年金	労災 ・障害補償年金	労災 ・通勤災害 ・特別支給金	労災 ・業務災害 ・二次健康給付			労基 ・派遣法 ・男女雇用機会 ・職安	労基 ・高齢 ・障害者	雇用 ・育児 ・介護 ・児童手当	雇用	
	健保 ・療養の給付 ・併用療養費等	健保 ・傷病手当金	健保 ・埋葬料 ・資格喪失後 ・被扶養者関係	健保 ・高額療養費	厚年 ・遺族厚生年金	厚年 ・遺族厚生年金	予備日	厚年 ・障害厚生年金	厚年 ・障害厚生年金	厚年 ・障害厚生年金	安衛 ・健康診断以外	安衛 ・健康診断	厚年 ・老齢厚生年金	厚年 ・老齢厚生年金	厚年 ・老齢厚生年金	厚年 ・老齢厚生年金	厚年 ・老齢厚生年金	厚年 ・老齢厚生年金
	横断 適用事業・任意事業	横断 保険者 ・強制 ・被保険者	横断 任意加入 ・被保険者	横断 受給権の保護 ・公租・公課・給付制限	横断 イ ・スト制 ・労働者 ・日雇労働者	横断 保険料負担 ・国庫補助	横断 記録の保存 ・時効・諮問機関	横断 障害 ・不服申立て ・端数処理	横断 徴収法	横断 このシートは、学習計画の例です。直前期の第一期間に関する例を作成してみました。全てを網羅しているわけではありません。ご自身で作成してみてください。	横断 ポイント ・労災と健保、国年と厚生年金、育児関係、介護関係、健康診断関係等関連する事項を同じ日又は近い日に学習するという点です。	横断 このシートは、学習計画の例です。直前期の第一期間に関する例を作成してみました。全てを網羅しているわけではありません。ご自身で作成してみてください。	横断 このシートは、学習計画の例です。直前期の第一期間に関する例を作成してみました。全てを網羅しているわけではありません。ご自身で作成してみてください。	横断 このシートは、学習計画の例です。直前期の第一期間に関する例を作成してみました。全てを網羅しているわけではありません。ご自身で作成してみてください。	横断 このシートは、学習計画の例です。直前期の第一期間に関する例を作成してみました。全てを網羅しているわけではありません。ご自身で作成してみてください。	横断 このシートは、学習計画の例です。直前期の第一期間に関する例を作成してみました。全てを網羅しているわけではありません。ご自身で作成してみてください。	横断 このシートは、学習計画の例です。直前期の第一期間に関する例を作成してみました。全てを網羅しているわけではありません。ご自身で作成してみてください。	横断 このシートは、学習計画の例です。直前期の第一期間に関する例を作成してみました。全てを網羅しているわけではありません。ご自身で作成してみてください。



1点を取る 本試験当日

① 本試験前日

- <前日の過ごし方>
- ・ 前日は、頻出項目の確認と法改正部分の最終チェック
 - 前日確認する箇所は、8月の学習の中でセレクトしておく

② 本試験当日

- <当日の過ごし方>
- ・ 当日は、問題を2-3問解いて、家を出る
 - ・ 忘れ物はないか？

③ 本試験の注意点

<選択式>

・ 選択式は午前
いかに冷静な精神状態で解答できるかがポイント

- 自分が出来ない問題は、他の人も難しく感じている
- 3点を取りに行くのではなく2点を取りに行く方法もある
- 冷静に、段落ごとに要点をまとめていく・組み合わせを検証する等 最後まであきらめない

・ お昼休みにモチベーションを下げない

<択一式>

・ 択一式は時間配分が大切

- 科目ごとのマークは、良い息抜きになる
- 後で見直す問題等の「秘密の記号」を決めておく
- 時間がない中での 見直し 書き換え は 失敗する確率が高い

・ 分からない問題で1点を取る

あなたは、これで合格です。

【任意適用事業】

	労 災	雇 用	健 保	厚 年
成立条件	過半数の希望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2分の1以上の同意 ・ 2分の1以上の希望 	2分の1以上の同意	
成立の認可	厚生労働大臣			
成立の時期	認可があった日			
消滅条件	過半数の同意+1年以上	4分の3以上の同意		
消滅の認可	厚生労働大臣			
消滅の時期	認可があった日の翌日			

【労働時間・健康管理時間】

	以内／未満／超	法定休日 含む ／含まない	内 容	
45時間	以内	含まない	・36協定締結時の時間外労働の限度〔原則〕(1箇月)	
60時間	超	含まない	・5割以上の割増率が適用される時間外労働の要件(1箇月)	
80時間	以内	含む	・特別条項付36協定締結時の時間外労働等の限度(複数月:2~6箇月平均)	
	超		・長時間労働者の面接指導の実施義務要件	
100時間	未満	含む	・特別条項付36協定締結時の時間外労働等の限度(1箇月)	
	以内	—	・高度プロの選択的措置等として選択した場合の健康管理時間の限度(1箇月)	
	超	含む	・新技術、新商品等の研究開発業務に従事する労働者の面接指導の実施義務要件	
		—	・高度プロの適用を受ける労働者の面接指導の実施義務要件	
	240時間	以内	—	・高度プロの選択的措置等として選択した場合の健康管理時間の限度(3箇月)
	360時間	以内	含まない	・36協定締結時の時間外労働の限度〔原則〕(年間)
720時間	以内	含まない	・特別条項付36協定締結時の時間外労働の限度(年間)	

【遺族の範囲】

生計維持=○ 生計同一=□

	遺族(補償)等 年金	遺族(補償)等 一時金	障害(補償)等 差額一時金	遺族基礎年金	寡婦年金	死亡一時金	遺族厚生年金
配偶者	妻=○ —— 夫=○ +60(55)~ 5級~	①	① ⑦	夫・妻=○ +子□	妻=○ + 婚姻10年~、~65未	①	妻=○ —— 夫=○ +55~
	○ +~18年未 5級~	②	⑥	○ +18年未 2級~、20未・未婚			○ +18年未 2級~、20未・未婚
父母	○ +60(55)~ 5級~	○	□			□	○ +55~
孫	○ +~18年未 5級~	→	→				○ +18年未 2級~、20未・未婚
祖父母	○ +60(55)~ 5級~	⑤ ⑨	→				○ +55~
兄弟姉妹	○ +~18年未 60(55)~ 5級~	⑩	⑥ ⑫			⑥	

目 次

問 題 編

勉強は、やり方次第で10点アップ	1
法改正で6点アップ ～2022年度改正～	13
比較学習・横断学習で6点アップ	28

レジュメ編

勉強は、やり方次第で10点アップ	35
2022年度の法改正で6点アップ	63
比較学習・横断学習で6点アップ	94

解 答 編

勉強は、やり方次第で10点アップ	105
法改正で6点アップ ～2022年度改正～	117
比較学習・横断学習で6点アップ	127

選択式対策

レジュメ編	135
-------------	-----

問題編

勉強は、やり方次第で10点アップ

【任意適用事業所】

1 労災保険法・労働保険徴収法

- 【問 1】労働者を使用する事業であれば、事業主がその旨を所轄行政庁に届け出ない場合でも、一部の事業を除き、適用事業である。
- 【問 2】労働者を必ずしも常時使用していない事業であっても、労働者を使用する場合には、一部の事業を除き、適用事業に該当する。
- 【問 3】労災保険暫定任意適用事業の事業主が、その事業に使用される労働者の同意を得ずに労災保険に任意加入の申請をした場合、当該申請は有効である。
- 【問 4】農業の事業で、労働者を常時4人使用する民間の個人事業主は、使用する労働者2名の同意があるときには、労災保険の任意加入の申請をしなければならない。
- 【問 5】労災保険の適用事業が、使用労働者数の減少により、労災保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日に、その事業につき所轄都道府県労働局長による任意加入の認可があったものとみなされる。
- 【問 6】労災保険に加入する以前に労災保険暫定任意適用事業において発生した業務上の傷病に関して、当該事業が労災保険に加入した後に事業主の申請により特例として行う労災保険の保険給付が行われることとなった労働者を使用する事業である場合、当該保険関係が成立した後1年以上経過するまでの間は脱退が認められない。
- 【問 7】労災保険暫定任意適用事業の事業者がなした保険関係の消滅申請に対して厚生労働大臣の認可があったとき、当該保険関係の消滅に同意しなかった者については労災保険に係る保険関係は消滅しない。

2 雇用保険法・労働保険徴収法

- 【問 1】常時5人未満の労働者を雇用する農林の事業は、法人である事業主の事業を除き、当分の間、任意適用事業とされている。
- 【問 2】船員法第1条に規定する船員を雇用する水産の事業は、常時雇用される労働者の数が15名未満であれば、暫定任意適用事業となる。

- 【問 3】 事業主が適用事業に該当する部門と任意適用事業に該当する部門を兼営している場合、それぞれの部門が独立した事業と認められるときであっても、すべての部門が適用事業となる。
- 【問 4】 暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の2分の1以上の同意を得なければ任意加入の申請を行うことはできず、また、その事業に使用される労働者の2分の1以上が希望するときは、任意加入の申請を行わなければならない。
- 【問 5】 適用事業が労働者の減員によって暫定任意適用事業に該当するに至った場合、その翌日に当該事業について任意加入の認可があったものとみなされるので、事業主が任意加入の認可の手続を行う必要はない。
- 【問 6】 労働者が1人でも雇用される事業については、原則としてすべて雇用保険の適用事業となるが、常時5人未満の労働者を雇用する事業（法人である事業主の事業を除く。）については、当分の間、業種を問わず、雇用保険の任意適用事業とすることとされている。
- 【問 7】 労働保険徴収法では、雇用保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の2分の1以上が雇用保険の加入を希望するときは、雇用保険の加入の申請をしなければならないとされており、この規定に違反した事業主に対する罰則が定められている。
- 【問 8】 雇用保険に係る保険関係が成立している雇用保険暫定任意適用事業の事業主が、当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。この場合において、当該申請書には、その事業に使用される労働者の2分の1以上の同意を得たことを証明することができる書類を添付する必要がある。
- 【問 9】 労働保険の保険関係が成立している暫定任意適用事業の事業主は、その保険関係の消滅の申請を行うことができるが、労災保険暫定任意適用事業と雇用保険暫定任意適用事業で、その申請要件に違いはない。

3 健康保険法

- 【問 1】 常時10人の従業員を使用している個人経営の飲食業の事業所は強制適用事業所とはならないが、常時3人の従業員を使用している法人である土木、建築等の事業所は強制適用事業所となる。

- 【問 2】適用事業所には強制適用事業所と任意適用事業所があり、前者は法定16業種の事業所であって、常時5人以上の従業員を使用するもの、もしくは国、地方公共団体または法人の事業所であって、常時従業員を使用するものである。後者については、適用事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができ、認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（被保険者となるべき者に限る。）の3分の1以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。
- 【問 3】従業員が15人の個人経営の理髪店で、被保険者となるべき者の2分の1以上が希望した場合には、事業主に速やかに適用事業所とするべき義務が生じる。
- 【問 4】任意適用事業所において被保険者の4分の3以上の申出があった場合、事業主は当該事業所を適用事業所でなくするための認可の申請をしなければならない。
- 【問 5】強制適用事業所が、健康保険法第3条第3項各号に定める強制適用事業所の要件に該当しなくなったとき、被保険者の2分の1以上が希望した場合には、事業主は厚生労働大臣に任意適用事業所の認可を申請しなければならない。

4 厚生年金保険法

- 【問 1】任意適用事業所の認可を受けようとする事業主は、当該事業所に使用される者（厚生年金保険法第12条に規定する者及び特定4分の3未満短時間労働者を除く。）の3分の1以上の同意を得たことを証する書類を添えて、厚生年金保険任意適用申請書を日本年金機構に提出しなければならない。
- 【問 2】常時5人以上の従業員を使用する個人経営の畜産業者である事業主の事業所は、強制適用事業所となるので、適用事業所となるために厚生労働大臣から任意適用事業所の認可を受ける必要はない。
- 【問 3】常時5人の従業員を使用する個人経営の理容業の事業主は、その事業所を適用事業所とするためには任意適用事業所の認可を受けなければならない。
- 【問 4】任意適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができるが、その認可を受けようとするときは、当該事業主は、当該事業所に使用される者（厚生年金保険法第12条の規定により適用除外となる者を除く。）の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。
- 【問 5】個人経営の青果商である事業主の事業所は、常時5人以上の従業員を使用していたため、適用事業所となっていたが、その従業員数が4人になった。この場合、適用事業所として継続するためには、任意適用事業所の認可申請を行う必要がある。

【遺族の範囲】

1 労災保険法

- 【問 1】 遺族補償給付を受けることができる配偶者には、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者も含まれるが、これはあくまで婚姻の届出が法律上可能な状態にあった者に限られるのであって、いわゆる重婚的内縁関係にあった者は含まれない。
- 【問 2】 遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金の受給資格要件の一つである厚生労働省令で定める障害の状態は、身体に障害等級第5級以上に該当する障害がある状態又は傷病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、労働が高度の制限を受けるか、若しくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態である。
- 【問 3】 労働者が業務災害により死亡した場合、当該労働者と同程度の収入があり、生活費を分担して通常の生活を維持していた妻は、一般に「労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた」ものにあたらないので、遺族補償年金を受けることはできない。
- 【問 4】 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が、婚姻の届出はしていないものの事実上婚姻関係と同様の事情にある場合に至ったときは、消滅する。
- 【問 5】 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が、自分の伯父の養子となったときは、消滅する。
- 【問 6】 遺族補償一時金、複数事業労働者遺族一時金又は遺族一時金の支給を受けることができる遺族は、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していなかった配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であり、遺族補償一時金、複数事業労働者遺族一時金又は遺族一時金の支給を受けるべき遺族の順位も、この順序による。
- 【問 7】 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位について、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた祖父母は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していなかった父母より先順位となる。
- 【問 8】 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位について、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた兄弟姉妹は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していなかった子より後順位となる。

2 厚生年金保険法

- 【問 1】老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上ある者とする。）が行方不明になり、その後失踪の宣告を受けた場合、失踪者の遺族が遺族厚生年金を受給するに当たっての生計維持に係る要件については、行方不明となった当時の失踪者との生計維持関係が問われる。
- 【問 2】85歳の老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、その者により生計を維持していた未婚で障害等級2級に該当する程度の障害の状態にある60歳の当該受給権者の子は、遺族厚生年金を受けることができる遺族とはならない。
- 【問 3】被保険者であった妻が死亡した当時、当該妻により生計を維持していた54歳の夫と21歳の当該妻の子がいた場合、当該子は遺族厚生年金を受けることができる遺族ではないが、当該夫は遺族厚生年金を受けることができる遺族である。
- 【問 4】遺族厚生年金は、被保険者の死亡当時、当該被保険者によって生計維持されていた55歳以上の夫が受給権者になることはあるが、子がいない場合は夫が受給権者になることはない。
- 【問 5】被保険者の死亡当時10歳であった遺族厚生年金の受給権者である被保険者の子が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことによりその受給権を失った場合において、その被保険者の死亡当時その被保険者によって生計を維持していたその被保険者の父がいる場合でも、当該父が遺族厚生年金の受給権者となることはない。
- 【問 6】被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、厚生年金保険法第59条第1項に規定する遺族厚生年金を受けることができる遺族の範囲の適用については、将来に向かって、その子は、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していた子とみなす。

3 国民年金法

- 【問 1】被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者は、その当時日本国内に住所を有していなかった場合でも、遺族基礎年金を受けることができる子と生計を同じくしていれば遺族基礎年金を受けることができる遺族となる。なお、死亡した被保険者又は被保険者であった者は遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしているものとする。